

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 満期保有目的の債権 | 償却原価法(定額法) |
| ② その他の有価証券 | |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法を採用しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当ありません。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	7,761,110	—	—	7,761,110
建物	1,764,675	—	167,719	1,596,956
展示品(不可欠特定財産)	3,100,000	—	—	3,100,000
投資有価証券	151,500,000	—	—	151,500,000
定期預金	126,021,948	—	—	126,021,948
小計	290,147,733	—	167,719	289,980,014
特定資産				
駐車場建設引当資産	14,000,000	—	14,000,000	—
記念館建設引当資産	—	14,000,000	—	14,000,000
記念館経営安定基金	156,400,000	—	3,000,000	153,400,000
記念館管理運営基金	37,400,000	—	2,000,000	35,400,000
小計	207,800,000	14,000,000	19,000,000	202,800,000
合計	497,947,733	14,000,000	19,167,719	492,780,014

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土地	7,761,110	7,761,110	—	—
建物	1,596,956	—	1,596,956	—
展示品(不可欠特定財産)	3,100,000	—	3,100,000	—
投資有価証券	151,500,000	151,500,000	—	—
定期預金	126,021,948	150,840	125,871,108	—
小計	289,980,014	159,411,950	130,568,064	—
特定資産				
記念館建設引当資産	14,000,000	—	14,000,000	—
記念館経営安定基金	153,400,000	153,400,000	—	—
記念館管理運営基金	35,400,000	35,400,000	—	—
小計	202,800,000	188,800,000	14,000,000	—
合計	492,780,014	348,211,950	144,568,064	—

5. 担保に供している資産
該当ありません。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	32,142,598	30,545,642	1,596,956
構築物	334,750	311,203	23,547
合計	37,389,948	35,769,445	1,620,503

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
該当ありません。

8. 保証債務等の偶発債務
該当ありません。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価、及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価、及び評価損益は、次のとおりです。

科目	取得価額	時価	評価損益
為替リンク債	100,000,000	100,242,000	242,000
為替リンク債	50,000,000	50,626,000	626,000
合計	150,000,000	150,868,000	868,000

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
該当ありません。

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は次のとおりです。

内容	金額
経常収益への振替額	
記念館経営安定基金取崩	3,000,000
記念館管理運営基金取崩	2,000,000
合計	5,000,000

12. 関連当事者との取引の内容
該当ありません。

13. 重要な後発事象
該当ありません。

14. その他
該当ありません。